

那 総 人 第 112 号
令和 8 年 6 月 30 日

各 事 業 者 様

那 覇 市 長 知 念 覚
(公 印 省 略)

質 問 疑 義 回 答 書

「休職者・復職者支援業務委託」に関する提案依頼（那覇市公告第 224 号（令和 8 年 6 月 18 日付））に係る質疑に対し、次のとおり回答します。

No	質問対象 書 類	質問 箇所	質問内容	回答内容
1	仕様書	6（1）	支援プログラムの作成とは、「職場復帰計画書」を意味するものと理解しました。貴所におかれまして、「職場復帰計画書」に類するフォーマットはお持ちですか。あればご提供いただきたくよろしくお願い申し上げます。	当該事業に沿った様式等はございませんので、任意のフォーマットをご使用ください。
2	仕様書	6（2） ア	契約期間は令和 9 年 3 月 31 日までですが、サービス提供期間は令和 9 年 2 月末までとの理解で相違ありませんか。	ご認識のとおりです。 休職者に対する支援は令和 9 年 2 月末で終了し、それ以降は事業の振返りおよび成果報告のまとめの期間とさせていただきますと考えております。
3	仕様書	6（2） イ	当社の提供は平日 10 時～20 時という枠の中での対応となります。貴所ご指定の午前 8：30～午前 9：59 の間は対応が	貴社の設定時間内において仕様書に定める支援を実施いただけるのであれば問題ありません。

			難しいのですが問題ありませんか。提供のスタートは貴所からリファールをいただいた後に、対象者に当社よりアプローチして面談を設定するので大きく問題になることはないと考えております。	
4	仕様書	6（5）	健康経営に係る取り組みの推進も本予算内に含めるという理解でよいですか。もしくは、別途オプションでご提案することも可能ですか。	任意の提案事項につきまして、予算内に含めていただくようお願いします。
5	仕様書	8	成果物の作成および提出について、正本と副本がありますが正本と副本の定義は何が異なりますか。また電子データの提出は正本・副本ともに必要でしょうか。	正本は原本、副本は正本の写しとなっております。仮にカラー刷りの成果物を提出いただく場合や成果物に押印等を頂く場合において、正本は原本をご提出いただく必要がございますが、副本は写しで構いません。また、電子データのご提出は正本のみで問題ありません。
6	個人情報の取扱いを定める特約	第6条	再委託に関する禁止又は制限の条文について、当社のカウンセラーは業務委託契約になり再委託にあたります。事前承諾があれば可能とのことですが、手順はどのタイミングで、どのように進めればよいでしょうか。	再委託を実施される場合は、再委託の承諾に係る申請書類をご提出いただき、申請に基づき承諾の可否を判断させていただきます。申請のタイミングにつきましては、契約開始前または契約履行中で再委託の必要が生じた際にご申請ください。